

受講生募集

プロのファッションディレクターが伝授

ファッションデザイナー & アドバイザー養成科

受講料無料！ 未経験者大歓迎！
訓練・生活支援給付金制度対象！

緊急人材育成支援事業

□訓練修了後の関連職種



ファッションデザイナー



ファッションアドバイザー



バイヤー・MD



企画開発

□目指すのはファッションの『プロ』

私たちは、日頃から、ファッション業界における新しいブランドの企画・開発や、ショップ経営をされている企業様の社員教育のお手伝いをさせていただいております。

そのノウハウを活用し、受講生の皆様が広くファッション業界で活躍して頂ける様、マーケティングや商品企画からショップの運営まで、実践的なスキルの習得をご支援いたします。

皆さんの夢の実現にむけて一緒に頑張りましょう！

□訓練修了後に取得できる資格

訓練修了後、『F&Bキャリアデザイン協会』の主催する『ファッションコンシェルジュ検定』の受験をご案内します。

数多くのデザイナー・アドバイザーを育成したノウハウで、資格取得を応援しますのでご安心ください。

訓練会場

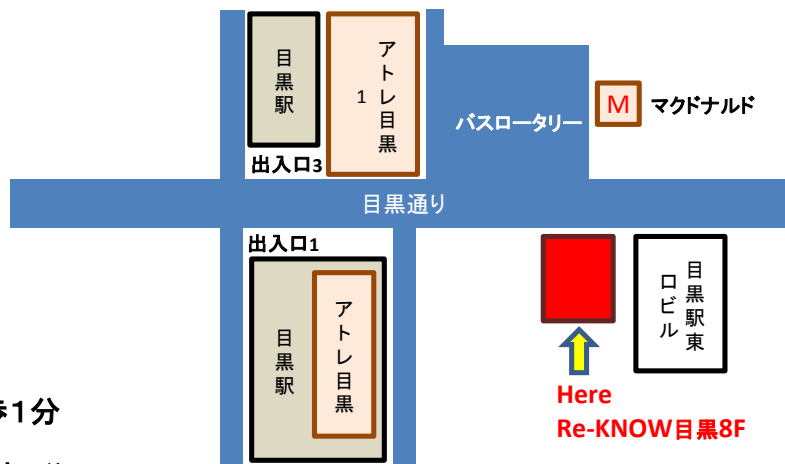
株式会社ワイ・ネットプランニング 目黒研修センター
〒141-0021東京都品川区上大崎3-1-4 RE-KNOW 目黒8F

【交通】

JR山手線「目黒」駅 徒歩1分

東京メトロ南北線「目黒」駅 徒歩1分

都営地下鉄三田線「目黒」駅 徒歩1分



〇〇 訓練受講生募集要項 〇〇

- | | |
|-------------------------------|--|
| □ 訓練番号：22-13-03-11-0172 | □ 訓練実施機関：株式会社ワイ・ネットプランニング |
| □ 訓練コース名：実践演習コース（デザイン分野） | TEL 03-6272-6296 FAX 03-6272-9155 |
| □ 訓練科名：ファッションデザイナー&アドバイザー養成科 | □ 定員：20名 |
| □ 対象・受講要件：なし | □ 募集期間：平成23年6月7日～平成23年6月27日 |
| □ 受講料：無料 | □ 選考日：平成23年6月29日 |
| □ 自己負担額：交通費実費負担 | □ 選考方法：面接のみ |
| □ 訓練期間：平成23年7月25日～平成23年10月24日 | □ 選考結果通知日：平成23年7月1日 |
| □ 訓練時間：10時00分～16時25分 | □ 申込方法：最寄りのハローワークで受付をし、電話連絡の後、発行された「受講申込書」をそのままFAX下さい。選考当日は原本をお持ちください。 |

□訓練内容

訓練内容	科目		科目の内容	時間
	学	科		
訓練内容	学	入所式・修了式	入所式(2)/修了式(2)	4
		ファッション業界講座	ファッション業界の歴史と今後の方向性(4) ファッショントレンド(18) ファッションデザイナー&アドバイザーの役割と責任(6)アドバイザー技術(24)	52
		ファッションクリエイション講座	クリエイティブディレクション(12) テキスタイル(12) ファッションデザイン(12) パターンメイキング(12)	48
		ファッションマーケティング講座	ファッションマーケティング(6) MD計画(12) ビジュアルマーチャンダイジング(6)	24
		ファッションプロモーション講座	プロモーション計画(6) パーソナルカラー分析理論(6)演出技術(12)	24
	実技	ファッションクリエイション演習	アイテム研究(6) デザイン研究(12) ディレクション演習(12) テキスタイル演習(12) パターンメイキング演習(12) サンプルメイキング演習(6) 創作ワークショップ・ポートフォリオ(12) アドバイザー演習(6) アドバイザーまとめ(6)	84
		ファッションマーケティング演習	マーケティング演習(12) MD計画演習(12) ビジュアルマーチャンダイジング演習(12)	36
		ファッションプロモーション演習	プロモーション演習(6) ディスプレイ演習(6) ラッピング演習(6) パーソナルカラー演習(6) セールステクニック演習(6)	30
		就職活動実践演習	就職活動の進め方・求人情報の収集と見方・面接対策(6) 履歴書・職務経歴書・自己アピール書の書き方(6)	12

◇ 訓練・生活支援給付金について ◇ 職業訓練を受講している間、生活支援給付が支給されます。 被扶養者のいる方 12万円 上記以外の方 10万円

★ 訓練・生活支援給付金の資格要件

以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付の支給対象となる方です。

- ① ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方。
- ② 雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方。
- ③ 世帯の主たる生計者である方（申請時点の前年の状況によります）。
- ④ 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方。
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方。
- ⑥ 現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方。
- ⑦ 過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方。
- ⑧ 国及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方。

※ 遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

※ 一定の要件を満たした方に支給されます。

※ 選考の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勸奨、訓練・生活支援給付を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。

※ 応募者が最低実施人数に満たないコースについては訓練の実施を中止する場合があります。

※ 年収要件では、前月に高い収入があっても、その後離職等によって年収見込み200万円以下になる様であれば認められることがあります。

※ 世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。

※ 主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細は、お近くのハローワークまでお問い合わせください。